

相模原市水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水素社会の実現に向けた燃料電池自動車等の普及に不可欠な水素供給設備の整備促進を図るため、市内に水素供給設備を整備する者(以下「補助対象事業者」という。)に対して、予算の範囲内において水素供給設備整備事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、相模原市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和45年相模原市規則第23号。以下「補助金規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって発電した電気によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項に規定する自動車検査証に燃料が圧縮水素であることが記載されているもの。)をいう。
- (2) 水素供給設備 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する定置式の設備をいう。
- (3) 経済産業省補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが行う燃料電池自動車の普及促進に向けた水素ステーション整備事業費補助金(燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業)をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助対象となる事業は、市内に、商用を目的とする水素供給設備を新設する事業とする。

(補助対象事業の整備地区)

第4条 この要綱に定める補助対象事業の整備地区は、原則市内各区1箇所に加えて首都圏中央連絡自動車道相模原インターチェンジ周辺地区、相模原愛川インターチェンジ周辺地区等で、市長が既設の水素供給設備や燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な移動式の設備との配置を勘案して認めた場所とする。

(補助対象事業者等)

第5条 補助対象事業者は、補助対象事業を実施する法人又は個人事業者であって、

次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 経済産業省補助金の交付決定を受けたものであること。
 - (2) 法人にあっては、法人市民税に未納がないこと。また、個人事業者にあっては、代表者の市民税に未納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができない。
- (1) 相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第4号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)
 - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等
 - (3) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項及び同条第2項に違反したと認められるもの
 - (4) 条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は補助対象事業者の支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの
 - (5) 法人その他の団体で、代表者又は役員が暴力団員等に該当するもの
- 3 市長は、必要に応じ、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)、第14条第2項の規定により補助事業の承継の承認を受けた者及び補助金規則第6条の規定により補助金の交付の決定を受けた者が前号各号のいずれかに該当するかについて、神奈川県警察本部に対して確認することができる。この場合において、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部に提供するときは、本人の同意を得なければならない。

(補助対象設備の要件)

第6条 補助金の交付の対象となる設備は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 第4条に規定する整備地区内に設置される水素供給設備であること。
- (2) 経済産業省補助金の交付決定を受けた設備であること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表1に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(補助金額)

第 8 条 補助金額は、予算の範囲内であって、前条の規定による補助対象経費から経済産業省補助金交付額及びその他の補助金交付額を差し引いた金額とし、その上限額は 1,750 万円とする。

2 補助対象経費に自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、別表 2 に定める方法により利益等を排除して交付申請をしなければならない。なお、提出書類は、利益等排除済みのものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次条の規定による申請が複数あり、かつ、前項の規定により算出した各々の補助金額の合計が予算額を上回っている場合には、各々の補助金額を上限として、予算額を当該補助金額に応じて按分することで補助金額を算出する。

4 同条第 1 項又は第 2 項により算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第 9 条 補助金規則第 4 条第 1 項に規定する申請は、市長が別に定める期間までに提出しなければならない。

2 補助金規則第 4 条第 1 項の補助金等交付申請書は相模原市水素供給設備整備事業費補助金交付申請書(第 1 号様式)とする。

3 補助金規則第 4 条第 1 項第 5 号の市長が必要と認める書類は、別表 3 に掲げる書類とする。

4 補助金規則第 4 条第 2 項の規定により、この要綱に定める補助金に係る交付の申請については、同条第 1 項第 1 号及び第 4 号に掲げる書類の添付を要しない。

(施行业者の選定等)

第 10 条 申請者は、補助対象設備について、可能な限り市内で生産されたものを選択するとともに、工事の施行に関しては、可能な限り市内事業者を選定するよう努めなければならない。

(事業の着手)

第 11 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 2 項の規定による補助金等の交付の決定の後に、補助事業に着手しなければならない。

2 前項の補助事業の着手日は、次に掲げる日のうち、最も早い日とする。

(1) 工事の着工のあった日

(2) 工事契約のあった日

(申請の取下げ)

第12条 補助金規則第7条第1項に規定する市長の定める期日は、補助金等交付決定通知書を受理した日から14日以内とする。

(補助対象事業の計画変更、中止又は廃止の承認申請)

第13条 補助金規則第10条第1項による補助事業等計画変更(中止・廃止)申請書の提出については、補助事業の内容及び補助額に影響を及ぼすことがないものはこの限りではない。

(補助事業の承継)

第14条 市長は、補助対象事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、相模原市水素供給設備整備事業費補助金承継承認申請書(第4号様式)をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

2 市長は、前項に基づく承継承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る内容が適正であると認め、これを承認したときは、補助対象事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第15条 補助金規則第10条第2項の規定による報告は、相模原市水素供給設備整備事業費補助金事故報告書(第5号様式)によるものとする。

(実施状況報告)

第16条 補助金規則第11条の規定による報告は、相模原市水素供給設備整備事業費補助金実施状況報告書(第6号様式)によるものとする。

(実績報告)

第17条 補助金規則第14条第1項の市長の定める期日は、補助事業の完了日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月15日のいずれか早い期日の前日までとする。

2 前項の補助事業の完了日は、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

(1) 工事の完了した日

(2) 代金支払が完了した日

3 補助金規則第14条第1項の補助事業等実績報告書は、相模原市水素供給設備

整備事業費補助金実績報告書(第7号様式)とする。

- 4 補助規則第14条第1項第3号の市長が必要と認める書類は、別表4に掲げる書類とする。

(補助金の返還)

- 第18条 補助対象事業者は、補助金規則第20条第1項又は第2項の規定により返還を命じられた補助金を返還したときは、市長に対し、相模原市水素供給設備整備事業費補助金返還報告書(第8号様式)を提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第19条 補助金規則第23条の承認を受けようとする補助対象事業者は、相模原市水素供給設備整備事業費補助金財産処分承認申請書(第9号様式)により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項に定める申請があったときは、当該申請内容について審査し、その内容を適当と認めたときは、相模原市水素供給設備整備事業費補助金財産処分承認通知書(第10号様式)により、補助対象事業者に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の承認をするときは、交付した補助金の全額又は一部を財産処分承認申請書を提出した者に返還させることができる。

- 4 補助金規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、水素供給設備を取得した日の翌月から起算し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間とし、別表5のとおりとする。

(調査・管理・運用等)

- 第20条 補助対象事業者は、補助対象経費により取得した財産を補助事業の完了後においても、点検及び必要な整備をするなど善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的かつ安全な運用を図らなければならない。

- 2 市は取得財産の運用によって第三者に与えた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(事業者の責務)

- 第21条 補助対象事業者は、市と協力して水素エネルギーの普及促進に努めなければならない。

(データ等の提供要請)

- 第22条 市長は、市の施策に基づき水素エネルギーの普及促進を図るため、必要な範囲において補助対象事業者に対して水素供給設備の普及に資するデータ等の

提供を要請することができる。

- 2 補助対象事業者は市長が必要な範囲内においてデータ等の提供を求めた場合は、これに協力するよう努めなければならない。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月9日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

補助対象経費

1 水素供給設備機器費(水素供給設備一式)

補助対象事業の実施に必要なものとして次に掲げる設備及び機器に要する経費

- (1) 受電設備
- (2) 原料ガス設備
- (3) 水素製造装置
- (4) 液化水素貯槽・気化器
- (5) 水素燃料輸送用設備・接続装置
- (6) 圧縮機
- (7) 蓄圧器
- (8) ディスペンサー
- (9) プレクーラー
- (10) 冷却水装置
- (11) 計装空気設備・窒素設備
- (12) 散水設備・貯水槽
- (13) 制御装置・監視装置・検知警報設備
- (14) その他燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備

2 設計費

補助対象事業の実施に必要な設計に係る経費

- (1) 設計費(土質調査及び測量に係る経費を含む。)
- (2) 官公庁への申請に係る経費

3 設備工事費

補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

- (1) 基礎工事費
- (2) 撤去工事費
- (3) 現地配管工事費
- (4) 据付工事費
- (5) 試運転調整費
- (6) 舗装工事費

(7) 給排水設備工事費

(8) 照明設備工事費

(9) 電気工事費

4 工事負担金

補助対象事業の実施に必要な工事負担に要する経費

(1) 本支管工事負担金(敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金をいう。ただし、補助対象者がガス事業者の場合を除く。)

(2) 給水配管・排水配管工事負担金

(3) 電気の供給設備に関する工事費負担金

5 諸経費・管理費

補助対象事業の実施に必要な経費

(1) 共通仮設費

(2) 現場管理費

(3) 一般管理費

(4) 諸経費

補助対象経費に消費税及び地方消費税は含まない。

別表 2 (第 8 条関係)

利益等排除の方法

次の 1 から 3 のいずれかに該当する場合は、利益等排除の対象とし、その利益等排除の方法については、各号に定めるとおりとする。

1 申請者が補助対象の水素供給設備の製造者である場合

(1) 製造原価(注)をもって補助対象経費とする。

2 申請者と 100% 同一の資本に属する企業が補助対象の水素供給設備の製造者である場合

(1) 取引価格が補助対象の水素供給設備の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。

(2) 前号によりがたい場合には、申請者と 100% 同一の資本に属する企業の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(マイナスの場合は 0 とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行った額を補助対象経費とする。

3 申請者の関係会社(資本関係があるが100%未満)が補助対象の水素供給設備の製造者である場合

(1) 取引価格が補助対象の水素供給設備の製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合は、取引価格を補助対象経費とする。

(2) 前号によりがたい場合には、申請者の関係会社企業の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(マイナスの場合は0とする。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行った額を補助対象経費とする。

(注) 製造原価については、それが補助対象の水素供給設備の製造に対する経費であることの証明及びその根拠となる資料の提出を行うものとする。

別表3(第9条関係)

交付申請時に提出が必要な書類

	書類名称
1	・ 法人の場合：登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行から3ヶ月以内のもの、写し)財務諸表(直近2ヶ年分)及び役員等氏名一覧表(第3号様式) ・ 個人事業者の場合：運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し、並びに確定申告書B(直近2ヶ年分)又は、銀行の当座預金口座開設に関する証明書(発行から3ヶ月以内のもの、写し)
2	申請する施設に係る設備の仕様書
3	対象設備の設計図面
4	周辺地図
5	経済産業省補助金の交付申請書(写し)
6	上記1～4以外の経済産業省補助金の交付申請に係る書類一式(写し)
7	経済産業省補助金の交付決定通知書(写し)
8	暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第2号様式)
9	役員等氏名一覧表(第3号様式)
10	その他市長が必要と認める書類

別表 4 (第 17 条関係)

実績報告時に必要な書類

	書類名称
1	請求書 (写し)
2	請求明細書 (写し)
3	領収書 (写し) 又は金融機関発行の振込証 (写し)
4	設備の完成を証する書類・高圧ガス保安法に基づく製造施設完成検査証 (写し)
5	取得した設備の写真
6	完成図書
7	工程表
8	経済産業省補助金の実績報告書 (写し) に提出した書類 (写し)
9	上記 1 ~ 7 以外の経済産業省補助金の実績報告に係る書類一式 (写し)
10	経済産業省補助金の額確定書 (写し)
11	その他市長が必要と認める書類

別表 5 (第 19 条関係)

減価償却資産としての水素供給設備の耐用年数

水素供給設備一式	受電設備、原料ガス設備、水素製造装置、 液化水素貯槽・気化器、水素燃料輸送用設備・ 接続装置、圧縮機、蓄圧器、 ディスペンサー、プレクーラー、冷却水装置、 計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、 制御・監視・検知警報設備 その他水素を燃料として燃料電池自動車等に供給するために必要な設備	8 年
工事負担金	地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金 給水配管・排水配管工事に関する負担金 電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却 (定額)]	15 年

備考	上記以外の財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間によるものとする。
----	--